

業務仕様書

1 業務名

海外旅行者向け旅行商品 PR 実施業務

2 業務目的および業務概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け外国人観光客の受け入れを停止されていたが、令和4年3月に観光以外の入国が認められ、春以降には順次観光客入国についても水際対策が緩和される見込みである。まずは団体ツアーの受け入れから規制が緩和される可能性が高いため、本市のインバウンドターゲットである台湾及び英語圏のうち関西空港から直行便が就航しており四国内への訪問が期待される国をメインターゲットとして本市のPRを行い旅行会社による旅行商品造成に繋げる。

3 業務内容

(1) 新居浜市の観光素材を紹介する素材集等を作成し、旅行会社へのPRを行う。

ア 対象については、次のとおりとするが、追加の対象を提案することも可能とする。

- ・国外においてアウトバウンド事業を行っている旅行会社
- ・国内においてインバウンド客の受け入れを行っている旅行会社

イ 各対象に応じて、日本語・繁体字・英語等に翻訳したものを準備すること。

ウ 観光素材については、新居浜市が有する情報の提供は行うが、外国人観光客・団体旅行の視点におけるまとめ方や独自で掘り起こした新たな素材を追加する等工夫すること。

エ 企画提案において、素材集等を用いたPR方法（実施方法や対象旅行会社等）を具体的に提案すること。

(2) PRを行った旅行会社等による商品造成に繋がる取組みを行い、本市への誘客を行うこと。

ア 対象者は在外の外国人観光客のみとする。

イ 誘客にあたっては、販売促進に繋がる支援（ファムツアー、モニターツアー、ノベルティ配布、バス手配支援等）を行うことを可能とするが、支援に係る原資は本事業の委託料内もしくは関連事業者負担とする。

ウ 造成された旅行商品について、パンフレット等の写しほか、旅行商品の販売実績等を報告すること。

エ 目標とする旅行商品数、誘客実績の件数を提案書に記載すること。

オ 国の水際対策および本市の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、市が実施不可と判断した場合は、一部事業を中止することがある。

4 成果品

(1) 提出する成果品

ア 業務の実施結果を記載した報告書（任意様式）

イ 経費明細書

(2) 提出先

新居浜市経済部観光物産課

5 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

6 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

7 その他

- (1) 受託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど新居浜市との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) 事業の実施に必要な許認可等については受託者において十分に確認し、対応すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上、その指示に従うこと。